滋賀県私立高等学校等の通信課程設置認可等に関する取扱基準

滋賀県知事(以下「知事」という。)が、通信制の課程を置く私立高等学校または私立中等教育学校(以下「私立高校等」という。)の設置認可等を行う場合は、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号、以下「規程」という。)、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン(平成28年9月文部科学省策定)、その他の関係法令等のほか、滋賀県私立高等学校の設置認可等に関する審査基準及びこの取扱基準により審査する。

第1(通信教育実施区域)

- 1 通信制の課程を置く高等学校等(以下「実施校」という。)の通信教育を受ける生徒の住所の範囲(以下「通信教育実施区域」という。)は、面接指導に支障のない範囲で定めなければならない。
- 2 通信教育実施区域に滋賀県のほか他の都道府県を加える場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。

第2-1 (通信教育連携協力施設)

- 1 実施校の設置者は、規程第3条に規定する通信教育連携協力施設(面接指導等実施施設及び学習等支援施設をいう。以下同じ。)を設置する場合は、当該施設の設置者と連携協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。
- 2 通信教育連携協力施設は、以下を満たさなければならない。
- (1) 実施校の設置者は、施設の設置について当該施設の設置者の了承を得ていること。
- (2) 提供される施設・設備については、教育上、安全上支障がないこと。
- (3) 風俗営業等の教育上ふさわしくない施設が周辺に数多く立地しているなど、高等学校等の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと。
- 3 実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準に適合することを確認しなければならない。
- 4 実施校の設置者は、学則において、設置する通信教育連携協力施設ごとに名称、所在地及び定員を定めなければならない。また、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載すること。
- 5 実施校の設置者は、学則の規定を変更する場合は、あらかじめ知事に申請または届出を行わなければならない。
- 6 実施校の設置者は、各年度2回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営が適切に行われていることを現地で確認しなければならない。
- 7 実施校の設置者は、各年度1回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営について、生徒、保護者、教職員等に教育上、安全上、支障がないか確認するとともに必要な改善を図らなければならない。

第2-2 (面接指導等実施施設)

- 1 実施校の設置者は、面接指導等実施施設を設置する場合は、実施校と同等の教育の質を確保しなければならない。
- 2 面接指導等実施施設は、学校法人が所有する教育施設(大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、

各種学校)または、指定技能教育施設(学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。)でなければならない。

第2-3 (学習等支援施設)

- 1 実施校の設置者は、学習等支援施設を設置する場合は、当該施設の責任者を明確にし、実施校との連絡体制を整備しなければならない。
- 2 実施校の設置者は、学習等支援施設との関係について、生徒及び保護者等の誤解を招くような連携を行ってはならない。

第3 (通信教育の方法)

- 1 面接指導及び試験は、実施校または面接指導等実施施設において行うものとする。
- 2 面接指導等実施施設において面接指導等を行う場合は、実施校の教員が行わなければならない。

第4 (教職員の配置等)

- 1 教職員の数については、規程第5条に定める基準に適合し、5人または、通信制課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、各教科・科目の指導、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。
- 2 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 23 条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校 歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

第5(収容定員)

実施校における通信制の課程に係る収容定員は、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うための 指導体制・良好な教育環境を確保する観点から、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏 まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと。

第6(生徒募集)

実施校の設置者は、適切な時期に生徒募集を実施し、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。

第7 (設置認可後の履行状況の確認)

- 1 知事は、実施校の設置者等が、設置認可後に設置計画を履行するに当たり留意すべき事項があると認めるときは、当該事項の内容を通知するものとする。
- 2 知事は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、実施校の設置者等に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

附則

1 この基準は、令和5年11月20日から施行する。